



## 平成28年熊本地震 一部損壊世帯に対する義援金の支給

福祉課 義援金専用電話 ☎080(8594)4417

一部損壊の世帯で、修理費用が100万円以上の世帯に対して、県から10万円、町から1万円の義援金を支給します。修理費用が100万円未満の世帯に対しても、町独自の義援金を支給します。  
1月31日現在で一部損壊のり災証明書発行の世帯には、別途ご案内します。

### 義援金を支給します

■申請期間  
2月20日(月)～平成30年3月末(予定)  
※土・日・祝日を除く。

■申請場所  
中央公民館1階

■必要書類

申請書、り災証明書の写し、通帳の写し、印鑑、修理費用が分かる書類(工事内訳書・明細書、見積書、写真など)、領収書

■対象となる工事箇所・部分(例)

- ・屋根、柱、外壁、基礎など
- ・ドア、窓などの開口部(ガラス・鍵の交換も含む)
- ・上下水道、電気、ガスなどの配管・配線、換気扇など
- ・便器、浴槽、給湯設備など

### 修理費用と支給額

修理費用(世帯)	県義援金	町義援金
100万円以上	10万円	1万円
50万円以上100万円未満	-	5万円
30万円以上50万円未満	-	3万円
10万円以上30万円未満	-	1万円

■対象とならない工事箇所・部分(例)

内装(間仕切り壁、壁紙、ふすま、畳など)、外構(門、車庫、カーポート、塀など)、家電製品



## 平成28年熊本地震 介護保険料・介護サービス利用料の減免

介護保険課 介護保険係 ☎(232)2508

熊本地震で被災した被保険者で次のいずれかに当てはまる人は介護保険料(第1号被保険者のみ)と介護サービス利用料の減免が受けられる場合があります。

■対象者  
①居住する住宅が全壊・大規模半壊・半壊の被害を受けた人

②世帯の主たる生計維持者が死亡、障がい、重篤な傷病を負った人

③世帯の主たる生計維持者の事業収入や不動産収入、山林収入、給与収入が著しく減少した人

■必要書類 り災証明書、診断書、給与証明書など対象者であると確認できる書類、申請者の印鑑、被保険者の口座が分かるもの



## 困ったらすぐに消費生活相談窓口へ 住宅修理サービスのトラブルにご注意を

菊陽町消費生活相談室(総合政策課) ☎(232)2112

「保険金を使える」と自己負担ゼロを強調したり、強引に契約をせまったりと訪問による住宅修理トラブルの相談が多く寄せられています。契約するときは細心の注意をしてください。

### アドバイス

保険金を使える」と勧誘する業者が来ても、すぐに修理サービスの契約はせずに、ご加入先の損害保険会社

または代理店にご相談ください。トラブルになった場合は、菊陽町消費生活相談室へ相談してください。

■問い合わせ

【損害保険に関する相談】

日本損害保険協会 そんぽADRセンター ☎(0570)022808

【消費生活相談】  
菊陽町消費生活相談室(祝日を除く毎週月・木曜日)

☎232(2112)

### 発生を防止

## 高病原性鳥インフルエンザに 注意してください

全国的に鳥インフルエンザウイルスが確認されています。熊本県でも野鳥、家きんから鳥インフルエンザウイルスが確認されています。飼育している鳥類や野鳥の死骸を見つけたら、すぐにご連絡ください。



飼っている鳥類の健康を毎日観察しましょう

### 飼育している鳥類を守るために

- ・飼育している鳥類を守るため、放し飼いは絶対にやめましょう。
- ・鳥小屋に野鳥が入らないように金網や防鳥ネット(2号角以下)を張り、破損が見つかったらすぐに補修しましょう。
- ・餌や水は小屋の中に置いて餌が小屋の周辺に散乱しないようにしましょう。

### ■注意事項

原因が分からないまま連続して死亡するなどの異常があればご連絡をお願いします。詳しくは、農林水産省ホームページをご確認ください。

### ■問い合わせ

【家きん(鶏、あひるなど)が死亡しているとき】

城北家畜保健衛生所  
☎0968(46)2075

【愛玩鳥(インコなど)が死亡しているとき】

菊池保健所 衛生環境課  
☎0968(25)4135

【野鳥が死亡しているとき】

菊池地域振興局 林務課  
☎0968(25)1039

### 熊本地震で被災した人へ

## 各種支援制度には期限があります

熊本地震で被災した人への支援制度の申請期限は次のとおりです。もう一度よく確認して、早めに申し込んでください。



詳しくはお問い合わせください

### り災証明書の申請は3月31日(金)まで

住家などの被害状況を証明するものです。一部損壊のり災証明書は、総務課で即時発行します。

■対象 被災した住家・非住家(納屋など)

■申し込み・問い合わせ

総務課 ☎(232)2111

### 被災家屋などの解体撤去の申請は 3月31日(金)まで

被災した家屋などの解体撤去を支援します。

■対象 り災証明書で半壊判定以上の認定を受け、建物の解体撤去を希望する人

※り災証明書の発行が平成29年4月以降で、解体を希望する人は平成29年5月末までに申請してください。

■申し込み・問い合わせ

環境生活課 ☎(232)2114

### みなし仮設住宅の申請は3月31日(金)まで

住宅が半壊以上の被災者に対し、県が民間賃貸住宅を借り上げて提供します。入居物件を見つけれない、り災区分が確定していないなどの事情がある場合は理由書の提出により期限後でも申し込みます。

■申し込み・問い合わせ

福祉課 ☎(232)4913

### 被災住宅の応急修理は4月13日(木)まで

被災住宅で、日常生活に不可欠な部分の応急的な修理について、一定の範囲内で費用を支援します。

■対象 り災証明書で半壊以上の認定を受け、自ら修理する資力のない世帯

■申し込み・問い合わせ

福祉課 ☎(232)4913